

平成19年度

第5回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 平成19年12月25日(火)

午後2時から

場所 宝塚市役所 3階 3-3会議室

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 平成19年12月25日(火) 午後2時から4時まで
- (2) 開催場所 宝塚市役所(3階)3-3会議室
- (3) 出席委員等

本日の出席委員は、23人中20人で、次のとおり。

西野委員、伊福委員、北浦委員、近石委員、北山委員、小山委員、近藤委員、多胡委員、菊川委員、大豊委員、中奥委員、江原委員、となき委員、宮本委員、山田委員、板橋委員、浅田委員、熊澤委員、高松委員及び宮上委員である。

なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき会議は成立した。

(4) 会議の内容

- ア 多胡会長は、議事録署名委員として、11番大豊委員及び12番中奥委員を指名した。
- イ 多胡会長は、宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。
- ウ 次の議題について審議を行った。

議題第1号 阪神間都市計画区域区分の見直しについて (事前説明)

(5) 審議の結果

議題第1号について、審議会は市案として御殿山1丁目地区を除き、北雲雀丘地区のみを市街化区域に編入することを、県に申し出ることが適切であることを、都市計画法第77条の2第2項に基づき、市長に対して建議した。

2 会議要旨

(1) 議題第1号

市

(議題第1号の説明開始)

議題第1号「阪神間都市計画区域区分の見直しについて」を説明する。

区域区分の見直しについては、前回11月30日開催の第4回都市計画審議会「市の見直し方針」、そして具体的に線引きの見直しを行う箇所を示す「市の素案」について説明を行った。

しかし、前回審議に必要な資料に不備があるとの主旨から、当申議会から市長に対し、都市計画法第77条の2第2項に基づく建議書の提出があった。

今回は、この建議に対して現時点における可能な限りの資料を整えて、建議項目の内容を踏まえた上で、再度市の素案の内容について説明を行う。

まず、建議項目の内容について説明を行う。

議題書1-2ページ。

前回の都市計画審議会において、会長から建議として発言があったが、その内容について正式に文書で市長宛に提出があったため、その写しを添付している。

建議項目の1は、兵庫県の区域区分の見直し基準と合致していることが確認出来る資料をもって説明を行うことといった内容である。

建議項目の2は、都市計画法に基づく技術基準や関係法令に沿った内容を確認出来る資料をもって説明を行うことといった内容である。

建議項目の3は、開発許可に要する関係機関との協議の進捗状況を確認出来る資料をもって説明を行うことといった内容である。

建議項目の4は、周辺住民に対する説明の状況と反応について確認出来る資料をもって説明を行うことといった内容である。

次に、それぞれの建議項目を踏まえて、御殿山地区について順次説明を行う。
建議項目1について説明する。

議題書1-3ページ。

県の見直し方針の要点は二つあり、一つ目は(1)に示しているとおり、市街化区域に編入するためには「市の都市計画マスタープランに位置付けられていること」となっている。

二つ目は(2)の一番上に示しているとおり、「民間開発事業者の開発予定地で、事業の必要性、妥当性、確実性等について関係部局との調整を了している区域」となっている。

資料「都市計画マスタープランの抜粋」。

本市の都市計画マスタープランでは、下線で示している通り、「南部市街地周辺の自然緑地は市民共有の財産であり、その保全、育成に努めるとともに、身近にふれあうことのできる緑地としても整備を進める。」と位置付けており、次ページの土地利用方針を示す図面においても、当該地区は市街化周辺緑地となっている。

次に(2)の市街化区域への編入基準について説明する前に、御殿山地区の開発概要について説明を行う。

資料「開発構想届」。

この開発構想届は、本市の開発まちづくり条例に基づくものであり、開発事業が構想の段階で市に届出を義務付けているものであるため、この届出によって市がまず最初に開発概要を知ることになる。

12月10日付けでこの届出がなされている。

開発事業者は右上記載のとおり、社会福祉法人宝塚御殿山福社会、当該地区内にある夢御殿山の理事長である。

開発区域の面積は約2.4ha、開発構想概要としては、高齢者専用住宅およびファミリーマンション199戸となっている。

2枚目には開発の位置図を添付してあるが、こだま病院や御殿山中学校の敷地を除き、同開発事業者が所有している敷地のみを対象に開発区域が設定されている。

3枚目には配置計画図を添付してあるが、議題書にカラーで添付してあるものと同じものである。

図面において、開発区域を赤線で示してある。

北側に中国自動車道、南側に墓地、東側に清荒神の参道、西側に御殿山中学校や都市計画道路が位置している。

建物は2棟予定されている。

まず、北側の建物は地上5階建てのファミリーマンションであり、戸数は99戸となっており、この建物内に介護予防フィットネス、地域交流会館が計画されている。

また、この建物の地下3階部分は一般駐車場と記載されており、開発事業者によると、清荒神参道への来訪者の利用も想定した駐車場とのことである。

次に、南側の建物は地上5階建ての高齢者専用住宅として戸数100戸が計画されており、こちらも介護予防フィットネス、地域交流会館が計画されている。

さらに、地下は4階まで一般駐車場となっている。

次に、東西方向に赤線で道路の計画線が図示してある。

敷地内の既存の進入路として利用しながら、清荒神の参道に連絡する道路となっている。

また、中央に緑色で示してある箇所は、当該開発事業の中で整備する公園である。

以上が開発の概要である。

議題書1-3ページ。

この開発計画では、緊急避難時の道路、地域交流会館、公園、駐車場等、一定の地域貢献を目的とした施設が計画されている。

市としては、防災性が見地から避難路の必要性を認識しているとともに、清荒神の活性化に資するような土地利用が図られれば、当該開発事業を適切に誘導していく必要があると考えている。

しかし、現時点では周辺住民の意見は集約されていない状況である。

このため、今後周辺住民の意向に注視しながら、事業の必要性、妥当性を確認していく必要がある。

一方、確実性に関しても、これから関係部局との協議が始まるという段階であるため、「調整を了している」とは言えないと認識している。

次に、建議項目2について説明する。

議題書1-4ページ。

まず、都市計画法施行令第8条の2に都市計画基準が示されている。

(1)に条文を抜粋してあるが、次に掲げるような土地、つまり表の中のイ)、ロ)、ハ)、ニ)のような土地の区域は、市街化を図る区域には原則として含まないものとするとして規定されている。

イ)については、当該都市計画区域における市街化の動向、並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して、市街化することが不適当な土地の区域が含まれていないかということであるが、当該地は既に市街地に囲まれたところであり、開発事業のなかで道路等の公共施設の整備が実施される予定であることから、このような区域は含まれていない。

ロ)については、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生の恐れのある土地の区域が含まれていないかということであるが、当該地は山麓部にあることから、津波、高潮による災害の発生の恐れは無いが、この「等」の中には、土砂災害防止対策の推進に関する法律で規定されている、土砂災害特別警戒区域が含まれると解されている。

当該地は、谷筋かつ急斜面地につき災害発生の恐れがないとは言えない地域であるが、土砂災害特別警戒区域ではないことから、このような区域は含まれていない。

ハ)については、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域が含まれていないかということであるが、当該地区には農地が存在しないため、このような区域は含まれていない。

ニ)については、優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため、保全すべき土地の区域が含まれていないかということであるが、「優れた自然の風景を維持するため、保全すべき土地の区域」とは、国立公園や自然環境保全法に規定する自然環境保全区域等を指すも

のと解される。

また、「都市の環境を保持するため、保全すべき土地の区域」とは、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地保全地区、文化財保護法に基づく文化財が存する区域等と解される。

さらに、「水源を涵養し、土地の流出を防備するため保全すべき土地の区域」とは、森林法に基づく保安林等を含む区域等と解される。

当該地において、自然緑地の保全の必要性は高いものの、これらのような保全すべき区域は含まれていない。

次に、(2) その他の法令との適合性についてであるが、まだ開発関係協議が開始されていないため、他法令の協議項目が明確になっていない。

例えば、当該地の開発規模を考慮すると、森林法に基づく林地開発許可が必要になる他、宅地造成法の諸基準も満たす必要がある。

よって、今後関係部局との協議の中で適合性の確認を行うことになる。

次に、建議項目3について説明する。

議題書1-5ページ。

12月10日に開発構想届の提出があったが、現時点では開発関係協議が開始されていないため、関係機関との協議は市内部、外部ともに全て未協議となっている。

次に、建議項目4について説明する。

議題書1-6ページ。

開発事業者は、特に影響が大きい清荒神自治会や参道の商店会に対して説明を行っており、その状況については市も報告を受けている。

両会への説明は、議題書に添付している図面と同一ではないが、ほぼ同様の図面を用いて、説明を行っているとのことである。

開発事業者から両会の三役に説明が行われているものの、一部の役員を対象した説明に止まっているため、全体の意見集約には至っていない。

清荒神自治会、清荒神参道商店会からの主な意見を明記してあるが、両会からは緑が失われることに対する懸念や、道路整備は認められないといった意見が示されている。

さらに、当該地区の南側の地域にある大道自治会の会長、および川面墓地の所有者である川面財産区の会長にも開発事業者から説明が行われており、当該開発事業に対する賛成の意見を確認している。

建議項目に対する市の素案および御殿山地区の内容については、以上のとおりである。

次に今後の予定であるが、今回市の案について事前説明を行った後に、年内に市の素案として兵庫県に提出したいと考えている。

以上で、議題第1号「阪神間都市計画区域区分の見直しについて」の説明を終わる。

質疑応答

委員

見直し方針に、「関係部局との調整を了している区域」という基準が追加されるのと同時期に、御殿山地区の案件が出されたことについて理解出来ない。
今回の案件が提出されるということで、変更を行ったのか。

市

11月30日開催の審議会において見直し方針の修正を行い、「関係部局との調整を了している区域」を追記し、それにあわせて御殿山地区の案件を上げた。
方針については、従前から兵庫県の見直し方針に示されているものである。

委員

これでは今回の案件が出てきたことにより、それに対応するために見直し方針の変更を行ったように考えられる。

なぜ、スケジュール上押し迫ったこの時期に出てくるのか。

県には随時で見直しを行う方法もあるのだから、もっと時間をかけて検討しても良いのではないか。

市

11月30日に市素案を修正し、御殿山地区について初めて説明を行ったため、唐突な印象があるかと思う。

今回の案件について、随時や次回の見直しで良いのではないかとのことであるが、市としてはこの開発を適切に誘導する必要があると考えているため、今回の見直しに合わせて手続きを進めたい。

委員

今回の案件について線引きの見直しが行われてしまうと、今後同様の案件に対して歯止めが効かなくなるのではないか。

市

現時点では開発の関係協議が了しておらず、また住民の支持を得られた状況ではないため、これから線引きの手続きを進めるためには、同時に開発の手続きが進められ、また地域の支持が十分に得られたことを確認していく必要がある。

そしてこれらを確認した後、この開発が地域に貢献出来るものとして、確実に誘導出来ることが担保された状態で手続きを進めたい。

会長

線引きの見直しについては5年に一度行われ、今回が6回目であり、公には周知の事実である。

たとえ民間の開発であっても、その点に注意して準備しなければならず、通常は提出時に市街化区域への編入が適切であるということについて、開発事業者が示す必要がある。

そして、提出された案件に対しては、都市計画法に基づいて確認を行うため、開発事業者ははっきりと理解出来るような資料を揃えなければならない。

また、それぞれの法で定められた属性については、売買されても継承されるものであるため、慎重に検討しなければならない。

委員

この開発区域には道路計画があるが、道路の位置付けはどうなっているか。

市

開発協議はこれからであるため明確ではないが、市がこの場所に必要とする道路の性格とは、周辺の避難路としての機能を有する道路であり、道路法に基づいた道路である。

委員 今の説明では回答になっていない。

会長 答えられないのであれば、それでも構わない。

委員 道路法に基づいて整備するのであれば市の管理となるが、建築基準法に基づいて整備を行い位置指定道路となった場合、これまでに選別通行可との判例が出ている。

また避難性については、一般に公開する駐車場が区域の中にあるため、所有者が敷地内での事故の発生を嫌って道路を門等で遮断してしまい、誰もが自由に通行出来ない状況になることも考えられるが、これに対して第三者が通行の許可を指導する等の権限は無い。

このことについては、以前から協議されている件である。

断面図については、この計画の中で最も安全な箇所の断面が示されているものである。

今、宝塚においてすべき事は多数あるが、この地域としては観光客を大切に集客することであり、清荒神としてはこれ以上の自然破壊を望んでいない。

福祉施設を否定するわけではないが、今回の案件については期限が押し迫ったこの時期に提出してしまい、無理に手続きを進めようとしてはいないか。

委員 警察として、清荒神の安全対策には、年間を通じて最も力を入れている。

この道路については、参道に対して良い面があるかもしれないが、道路の位置付けの問題や、また現状でも清荒神に多数の人が訪れることによって、喧騒が生じている地域である。

一般の駐車場としてこの建物を供する構想とのことであるが、もしここが通行可能となれば、特に年末年始の時期には非常に混乱することが考えられる。

また、事故や騒音等については、どのように考えているのか。

福祉施設との関係を考えてみると、相矛盾する構想ではないかと感じる。

会長 全体の駐車台数はどのくらいか。

市 事業者を確認したところ、まだ未確定とのことである。

会長 それでは問題がある。

高齢者用住宅と賃貸マンションができるのであれば、一定の自家用車の保有台数と、公共に寄与する部分は貸し駐車場となるはずであるので、駐車場法を満たす必要があるため、全体の駐車台数は必要である。

社会福祉法人として駐車場の経営を行うのか。

市 そうである。

会長 社会福祉法人として駐車場の経営を行うのであれば、様々な課題が残る。

委員 荒神川から建物までの高さは、50m以上ある。

参道の商店には、荒神川周辺の緑地を見ながら商売をしているところもある。

これでは参道側から建物を見上げる形になってしまい、景観が悪化してしまう。

会 長 荒神川から今回の計画の上部までは、50m以上はある。
専門的な立場から見て、おかしい図面である。
もし斜面で計画するのであれば、それに対応した対処法を示してもらわないと、安全性について判断出来ない。

委 員 この図はあくまでもラフであり、検討を行った図面とは言えず、これでは判断出来ない。

緑化については、周辺の自治会から意見が出されたため、緑色にしているだけのものではないか。

これだけの規模の工事となると、周辺の樹木はすべて撤去しなければ作業は出来ないはずであり、工事の際の土留めについても、この計画では到底施工不可能であると考えられる。

道路にしても、避難路は誰のためのものか、何処へ避難するためのものかもわからないため、公益性のある道路であるのか判断は出来ない。

会 長 社会福祉法人が行う計画としては、内容に矛盾があり、専門家が提出する資料として問題がある。

公益性については、安全性についての問題が出た。

良好な市街地になることが必要であり、この地域はマスタープランで緑の保全を謳っている。

開発することによって、地域が活性化するという意見も前回の審議会ではあったが、これについてはどうか。

委 員 議題書1-6の建議項目4についてであるが、清荒神自治会三役と清荒神参道商店会三役は反対、大道自治会長と川面財産区会長は賛成となっており、地元がどう考えているのかがわからない。

市 現時点では一部の役員に対しての説明しか行われておらず、地域の意見集約がなされていない状況であり、同意の有無について報告出来る状況ではない。

委 員 これまで5回も協議会を行っている事であるため、市は理解しているはずである。

一般の人々がこれらの図面を見ただけでは理解出来ないであろうから、賛成してしまうのではないか。

会 長 経験上で賛成、反対の判断を行うのではなく、それぞれの法に基づいて判断しなければならない。

委 員 ファミリーマンションの概要は、どのようになっているのか。

会 長 前回の資料では、デイサービスや特別養護老人施設であったが、今回の資料によると大部分が住宅系となる計画である。

- 委員 病院や高齢者施設があるため、高齢者用の専用住宅については関連性が理解できるが、なぜファミリーマンションが計画されるのかが疑問である。
- 市 市としては、ここにファミリーマンションが必要であるという理由は明確ではないが、事業者は開発構想届において、高齢者専用住宅とファミリーマンションを造ることによって、三世代が交流出来る地域づくりを目指したいとしている。
今後、この事業が周辺地域からの支持を得られるかどうかについて注視し、開発のあり方を見極めたい。
- 委員 道路が公道に認定されると、計画中の建物だけでなく、こだま病院や夢御殿山までもが不適格建物となってしまう。
このことを考えると、この計画を行うこと自体矛盾しないか。
- 会長 ファミリーマンションについては、正確な事業計画が提出されればわかることであり、これをもって妥当であるか、公益性があるかの判断をすることになる。
- 委員 交流会館の場所についても施設の中であり、地域の住民が気軽に使用できるようなものではないと考える。
- 会長 調査を行うこともあるが、通常は提出された資料で判断するものである。
現地は傾斜角が非常にきつい場所であるが、これは約2万年前に出来た土地であり、山からの雨水によって溪谷が形成された。
上部には粘土層、砂利、蛇紋岩と花崗岩の層があり、植物があることによって表面に土がとどまっている状態である。
下部は水の流れによって浸食されており、荒神川の際には崩落した場所が数カ所見られる。
- 委員 堰堤に土砂が堆積し、見た目の傾斜が緩やかになっているだけである。
- 会長 開発構想は、安全面から地盤の処理等について、まず専門的見地からの方向性を示してもらわなければならない。
事業計画として、費用的な対処や維持管理についての方策を示してもらいたい。
- 委員 今回が6回目の見直し方針であるが、これには民間活力を導入し、開発についても規制緩和の方向に持っていく内容が含まれているのではないかと考える。
基盤整備が整っている箇所については、市街化区域に編入し、固定資産税等の税収増に貢献出来るという観点もあるのではないか。
他にも市街化区域に囲まれているにもかかわらず、市街化調整区域である箇所が4、5箇所はある。
県の見直し基準を受けて市の中で議論し、5年に一度ではなく随時見直しも行えるはずであり、これらを活用しながら市の税収を増やしていくことも、街の活性化に繋がるのではないか。

清荒神の活性化については、清荒神とも十分に協議し、参道の発展を視野に入れて進めていかなければならない問題である。

会 長 開発は緩和があるから行うものではなく、必要性、妥当性、確実性に基づいて行うものである。

見直しは5年に1回であるが、民間もそのことを踏まえて計画しなければならない。

緩和があるから行うということになると、都市計画法の根本を変える事になってしまう。

都市計画であるため、ある一方の面からだけではなく、総合的に検討する必要がある。

都市基盤や都市施設の準備を充分せず計画を進めると、例えば小学校で定員を超えてしまう等の問題が生じる。

過去に宝塚市においてこのような事例もあったため、計画については総合的に考える必要がある。

委 員 平成18年の6月頃、商工会議所で市長との討論を行い、その中で審議会の在り方について議論があったが、都計審については法定機関であり、議会にかかることなく進められるため、まちづくりについて議論しても難しい面があると感じる。

またこの討論会の中で、市長に対して都計審を一度見てはどうかとの意見があったが、それ以降市長が都計審に来たことがあったか。

市 ない。

委 員 案が市から県に渡ってしまうと、住民の意見はあまり届かなくなってしまう。何よりも近隣の意見が重要であるのに、現状ではとても住民が了解したとは認識出来ない。

市街化調整区域を市街化区域に編入するとなると、住民の声を徹底的に反映したものでなければならないが、現段階ではそうであるとは考えられない。

委 員 これらの様々な事を検討するために、見直しまでに5年の期間があるのではないか。

今回の資料では、判断のしようがない

会 長 前回、あまりにも資料が整っていなかったため、猶予を与えて今回資料を提出してもらったが、まだ充分ではなく、またこれでは安全問題については明らかに課題が残る。

安全問題に対する対処法はあるが、非常にコストの掛かる事であることは明白である。

委 員 今回、御殿山1丁目地区の線引きの見直しを行う根拠は、「民間開発事業者の開発予定地で、事業の必要性、妥当性、確実性等について関係部局との調整を了している区域」であるためということ相違ないか。

市	そうである。
委員	<p>12月の議会において、副市長から明確に「現時点では、開発協議が始まっていないため、了しているとは言えない状態が確かである。」と答弁があった。</p> <p>12月10日に開発構想届の提出があり、開発指導課に確認をすると、これを受け取ったが当該地は市街化調整区域であり、今後の協議については未定であるとのことであった。</p> <p>一覧にも示されているように、他は一切未協議である。</p> <p>協議出来る案件ではないため協議自体が開始出来ない状況であり、これでは方針に合わない案件を審議会で議論しなければならないということである。</p> <p>了していない区域であるのに、なぜ線引きの変更を行うのかについては、何の説明もなされていない。</p> <p>本会議において副市長から、審議会の意見を慎重に検討すると答弁があった。</p> <p>審議会において、これだけ意見が出されているのであれば、市素案を撤回するとの表明があっても良いのではないか。</p>
市	<p>副市長の答弁と同じく、現時点では了しているとは考えていない。</p> <p>今後、開発の協議が一定の熟度まで達して、了する状況を確認した上で手続きを進める。</p> <p>また審議会において、市の素案について、明確な意向が表明されれば、審議会の意に沿って市長まで報告を行い、手続きを進める。</p>
会長	<p>事業の運営主体等については今回の資料で理解出来るが、その他に必要となる事項について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画規模として、床面積はどのくらいなのか。 ・社会福祉法人が住宅経営するのであれば、床面積の面積構成等で計画について確認を行うため、どのような形態であるのかを具体的に示す必要がある。 ・線引きが見直されれば用途地域も変更となるが、現在の構想において容積率、建ぺい率はどのように考えているのか。 ・居住世帯と人口の想定はどの程度なのか。 ・駐車場の管理と台数についての問題は、前述のとおりである。 ・交通計画については、図面で示さなければならない。 ・消防や火災等、防災面についての計画が示されていない。 ・災害時の雨水計画について、どこほどの程度流出させるのかについて示されていない。 <p>また、土砂の移動について、荒神川への影響を検討した資料が無い。</p> <p>土壌流出や、地表面の滑動崩壊、崩落について検討しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全計画について示されていない。 <p>また、清荒神周辺は椎の原生林として評価されているはずであるが、植生についてどのように考えているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する中国道の、渋滞時の排気ガスや騒音についてはどうか。 ・地区計画の予定はどうか。 ・社会福祉法人としてこの事業を行うのであれば、これまでの事業の実績と、これからの事業計画について示してもらいたい。 <p>以上の点について質問する。</p>

全体として、安全面や良好な市街化について考えられていない点が多い。

委員 建物の内容についてであるが、これは有料の老人ホームであるのか、それとも現在は普通に生活可能な高齢者用の高級住宅であり、介護が必要となれば施設で面倒を見るというものなのか。

本当に福祉施設であることを重点的に考えた建物であるのかということについて、確認したい。

市 建物の内容については、市に提出されている開発構想届以外に資料が無いため詳細はわからないが、事業者からは高齢者専用の賃貸住宅であり、食事やケア等のサービスが受けられるものであると聞いている。

委員 病院や老人ホームと関連させる必要があるため、この場所に高齢者専用住宅を計画しているのだと考えていたが、先程の説明であるならば、この場所でなければならぬ理由は無いのではないか。

会長 病院等と関連させるのであるならば、特別養護老人施設でなければ建てることは出来ない。

委員 あまりにも曖昧な計画で、納得出来る内容ではない。
このような矛盾だらけの内容について、この場で審議する必要があるのか。

会長 適切に判断する必要があるため、公の場で公開して審議する方が良いと考えた。
もし問題があるならば、改善してもらわなければならない。
また、地元も納得する案でなければならない。

委員 議題書1-6ページの建議項目4について、自治会に対しての説明が三役等の一部の役員に対してしか行っておらず、この計画について知らなければ、そのまま決定してしまうのではないか。
市は事業者に対して、全体の住民説明を行うように促しているのか。

市 現時点では、三役等の一部の役員に対しての説明だけであるが、周辺地域住民への説明を行い、意見集約を行う必要がある旨伝えている。

委員 建議項目4において大道自治会長は賛成するとなっているが、これについては福祉施設が造られるのであれば賛成であると聞いている。
事業者が地元に対して、適切な説明を行っているのか疑問である。

会長 北雲雀丘地区については、前回まで概ね了承されていると考えられるため、市素案について賛成、つまり御殿山地区を含んだ2箇所とするか、それとも反対であり、御殿山地区を除外して北雲雀丘地区のみとするかの2通りとなる。
この2通りについて、議を採るが異議はないか。

委員 異議なし。

会 長 それでは、挙手にて意思表示をお願いします。

賛成（北雲雀丘地区および御殿山地区を編入）	0人
反対（北雲雀丘地区のみを編入）	18人
判断保留	1人

この結果、審議会の意思表示として、御殿山地区を除外したものを市案とすることを、都市計画法第77条の2第2項において建議する。

委 員 御殿山地区の編入について、県に提出することについては否であるとの建議書を、会長名で市長宛に提出した方が良いのではないか。

会 長 この意見に対して、異議はないか。

委 員 異議なし。

会 長 建議書についてはこの後作成し、副会長に内容の確認をお願いします。
今回の審議会は、これで終わる。